

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター第4期中期目標

前文

岡山市立市民病院（以下「市民病院」という。）と岡山市立せのお病院（以下「せのお病院」という。）は、平成26年4月1日に地方独立行政法人に移行し、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「市立総合医療センター」という。）となり、両病院が一体的な運営を行うことで継続的に地域医療に貢献してきた。

令和4年度から令和7年度までの第3期中期目標期間においては、第2期中期目標期間に引き続き、自治体病院として市民に期待される救急医療や感染症医療など公的な役割を果たすとともに、地方独立行政法人制度の特長をいかし、医療提供体制の強化や経営の効率化に取り組んできた。さらに、教育及び人材育成の強化や多様な人材を確保することで、医療水準の向上にも努めてきた。

市民病院は、岡山ERにおいて断らない救急医療を提供するとともに、在宅医療を担う地域の医療機関等との連携体制の構築などを進めている。また、新型コロナウイルス感染症への対応では、感染者の受入れを積極的に行うなど、公立病院としての役割を果たしてきた。

せのお病院は、回復期の病院として市民病院をはじめとした急性期病院の後方支援を行い、患者の円滑な在宅復帰に貢献してきている。

令和7年には団塊世代が後期高齢者となり、医療・介護需要の増大が見込まれる中、医師及び医療従事者の働き方改革などを推進しながら、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保していくことが求められる状況にある。

このため、第4期中期目標では、引き続き自治体病院として期待される救急医療や感染症医療への対応、地域医療への貢献などに尽力するとともに、医療提供体制の強化や更なる経営の効率化に取り組むことを求める。

第1 中期目標の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院として特に担うべき役割・機能

(1) 市民病院

救急医療など市民に必要とされる医療や、がん、脳卒中、急性心筋梗塞など高度で専門性の高い医療を安定的に提供するとともに、糖尿病関連疾患をはじめとした予防医療にも力を入れ、他の医療機関等との役割分担や連携を図ることにより、市民の生命と健康を守ること。

ア 24時間365日全ての症状の患者を受け入れる岡山ERの円滑な実施により、市民が安心できる救急医療を提供するとともに、岡山ERでの救急初期診療後は他の医療機関に引き継ぐコーディネート（転送・転院・紹介）を積極的に行うこと。また、救急医療機関のひとつとして、地域における救急医療の一翼を担うとともに、各医療機関の役割分担と連携を促進し、地域医療ネットワーク全体で救急医療を支える体制づくりに貢献すること。

イ 第二種感染症指定医療機関として、引き続き先導的かつ中核的な役割を果たすこと。また、新型コロナウイルス感染症の重点医療機関として対応した経験をいかし、新興感染症拡大時に備えた取組を平時から行うとともに、新興感染症発生時には、行政機関や他の医療機関等と密に連携し、円滑に対応すること。

ウ 地域災害拠点病院として、災害その他緊急時に迅速かつ適切な医療提供のできる拠点機能を確保するとともに、大規模災害に備え、傷病者の受入れや災害派遣などの医療救護が実施できる体制を構築すること。

エ 小児・周産期に係る地域の医療提供の状況を踏まえ、地域医療機関との連携及び役割分担を行うことにより、安心して子どもを産み育てられる小児・周産期医療を提供すること。

オ 市民のためのセーフティネット機能を果たすため、必要な診療基盤を備え、地域医療の中で十分な対応が難しい医療を提供すること。

カ がん診療連携推進病院として、引き続き質の高いがん診療機能を提供するとともに、脳卒中、急性心筋梗塞等の治療に取り組み、高度で専門性の高い医療及び糖尿病疾患等の予防医療についても安定的に提供すること。

キ 地域の保健医療福祉関係機関と連携し、積極的な退院支援を実施するなど、地域包括ケアシステムの充実に貢献すること。

(2) せのお病院

市民病院をはじめとした高度専門医療を担っている病院や周辺地域の保健医療福祉関係機関と密接に連携することにより、周辺地域の中心的な役割を担う病院として医療サービスを提供するとともに、地域包括ケアシステムの充実に貢献すること。

ア 周辺地域の中心的な役割を担う病院として地域住民に必要とされる医療を提供する役割を果たすこと。

イ 高度専門医療を担っている病院の後方支援病院としての役割を担うこと。特に市民病院とは市立総合医療センターとして一体的な医療サービスの提供に努めること。

ウ 救急告示病院として周辺地域の医療機関と協力して初期救急医療を提供する役割を果たすこと。

エ 周辺地域の保健医療福祉関係機関と連携し、在宅医療を推進するなど地域包括ケアシステムの充実に貢献すること。

オ 大規模災害に備え、傷病者の受入れや医療救護ができる体制を構築すること。
また、新興感染症の感染拡大時に備えた取組を平時から行うこと。

2 医療の質の向上

(1) 安全・安心な医療の提供

ア 市民に信頼される安全・安心な医療を提供するため、医療安全に係る情報の収集及び分析を行うとともに、全職員の医療安全に対する知識向上に努め、医療事故の予防及び再発防止対策に取り組むなど、積極的かつ組織的に医療安全対策を徹底すること。

イ 院内感染防止に関する教育、訓練及び啓発を徹底するとともに、問題点を把握し、改善策を講ずる等の院内感染防止対策を確実に実施すること。

(2) チーム医療の推進による診療体制の充実

安全で質の高い医療を安定的・継続的に提供するため、多職種連携によるチーム医療を推進するなど、診療体制の更なる充実を図ること。

(3) 医療の標準化の推進

客観的な根拠に基づく個々の患者への最適な医療を提供するとともに、クリニカルパスの充実と活用などによる医療の標準化に取り組むこと。

(4) 調査・研究の実施

医療に関する調査や臨床研究、治験を推進する体制を整備し、積極的に取り組むこと。

3 市民・患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

ア 全ての患者の権利と人格を尊重し、患者との信頼関係の構築に努め、患者への十分な説明と同意のもとに患者の視点に立った質の高い医療を継続して提供すること。

イ 患者のニーズを把握し、サービスの改善や医療の質の向上につなげること。

ウ 医療を提供した結果、患者やその家族との紛争が生じた場合には、適切な紛争解決の方法を確保すること。

(2) 職員の接遇向上

患者やその家族、市民から信頼を得られるように職員の意識を高め、接遇の向上に努めること。

(3) 市民や患者にわかりやすい情報発信

市立病院の役割・機能や疾病予防、健康などに関する情報を、市民や患者に対して積極的に、かつ、わかりやすく発信すること。

4 地域医療ネットワークの推進

(1) 地域医療連携の推進

岡山大学病院をはじめとした急性期病院間での適切な役割分担を進めるとともに、地域の保健医療福祉関係機関との連携及び協力体制の充実を図ることにより、地域医療ネットワークの確立に努めること。

また、地域医療連携を円滑に行っていくため、地域の医療機関との診療情報の共有化を図ること。

(2) 地域医療への支援

ア 市民病院、せのお病院それぞれの病院機能に応じて、高度医療機器等の共同利用などにより、地域の医療機関を支援すること。

イ 持続可能な地域医療提供体制を構築するため、医師の偏在等により人材確保が困難となっている医療機関への医師等の派遣などにより、県下自治体病院の中心的な役割を果たすこと。

5 教育及び人材育成

地域医療を担う医師等の安定的・継続的確保に貢献するため、岡山地域において医師等の教育機関である岡山大学等と協働し、教育・人材育成の強化を図ること。

また、研修医等の積極的な受入れや、医学生をはじめとする研修生・実習生に対する教育の充実などにより、医療従事者の育成に努めること。

6 保健・医療・福祉のまちづくりへの貢献

(1) 保健医療福祉行政への協力

保健・医療・福祉連携に係る総合相談窓口である地域ケア総合推進センターなど市の保健医療福祉部門と密接に連携することで、市が推進する予防・診療から介護まで切れ目ないサービスを受けられる仕組みづくりに貢献すること。

また、市が実施する保健・医療・福祉などの施策について、市からの協力依頼が

あれば積極的に協力すること。

(2) 疾病予防の取組

市民に対する健康支援講座の開催や健康支援に係る相談など、引き続き市民の疾病予防に向けて取り組むこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の構築

(1) 業務運営体制の構築

地方独立行政法人制度の特長をいかし、独立した経営体として、主体性を持って意思決定し、迅速に行動できるよう、理事会を中心とした体制を充実させるとともに、職員の病院運営に対する意識の醸成を図るなど自律性を発揮できる効果的な運営体制の構築を図ること。

(2) 多様な人材の確保

医療提供体制の安定化を図り、医療水準を向上させるため、多様で優秀な人材の確保に努めること。

ア 医師の人材確保

医療水準を向上させるため、優秀な医師の確保に努めるとともに、研修医及び専攻医を育成すること。

イ 看護師及び医療技術職員の人材確保

関係教育機関等との連携を強化し、優れた看護師及び医療技術職員の確保に努めること。

ウ 事務職員の人材確保及び育成強化

病院運営に関する専門知識や経営感覚が求められることから、必要な人材を確保・育成し、組織としての専門性を高めること。

(3) コンプライアンス（法令遵守）の強化

医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、個人情報の保護及び情報公開に関して適切に対応するなど行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。

(4) 業務継続体制の整備

災害発生時、新興感染症等の感染症拡大時やシステム障害等緊急事態の際も医療の提供が継続、早期再開できる体制を整備すること。

(5) 外部評価等の活用

病院機能評価等の評価項目に基づき業務運営の改善に努めるとともに、実効性の高い監査を実施し、監査結果に基づき必要な見直しを行うこと。

2 職員のやりがいと満足度の向上

(1) 研修制度の充実及び資格取得への支援

医学の進歩による医療の高度化・専門化に対応して、常に高度かつ標準化した医療を提供できるよう、専門性及び医療技術の向上を図るため、医療スタッフの研修や資格取得支援等を充実すること。

(2) 適正な人事評価制度

職員の能力と業績を反映した公正かつ適正な人事評価により、職員の育成やモチベーションの向上につなげるように努めること。

(3) 働きやすく働きがいのある病院づくり

医師をはじめとした職員全体の働き方改革の推進や、育児・介護などと業務を両立させるための支援、ハラスメント対策などによる職場の安全確保、コミュニケーションの活性化などを通じて職場環境の改善を図り、働きやすく働きがいのある病院づくりに努めること。

3 デジタル化への対応

医療の質や患者の利便性の向上、病院経営の効率化などを目指し、業務のデジタル化を進めること。

また、適切な情報セキュリティ対策を行うこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 経営の効率化・健全化に向けた取組

経営の効率化や健全化に向けた取組を継続し、経常収支の安定的な黒字をめざすとともに、市立病院の役割を果たせる持続可能な経営基盤を確立すること。

なお、救急、感染症など公的に必要とされる医療を安定的に提供していくため、地方独立行政法人の性質上、能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、市の一般会計から運営費負担金として支出することとするが、これについては、市民にわかりやすいように内訳や考え方を明らかにした上で適切に中期計画へ反映すること。

(2) 施設・設備の最適化

施設の改築更新、医療機器の導入・更新等ハード面の整備については、中長期的な視点で計画的に実施すること。特に、施設については、長寿命化のための予防的な修繕等により、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ること。

2 収入の確保

効率的な病床利用や高度医療機器の稼働率向上に努め、社会情勢の変化や医療保険制度の変革への的確な対応などにより収入を確保すること。

3 費用の節減

給与費比率の適正化や診療材料などの調達コストの削減など、費用の節減及び合理

化を図ること。